

令和5年 11月 17日

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者各位

川口市上下水道事業管理者  
( 公 印 省 略 )

### 川口市給水装置工事申込に関する確認事項について (通知)

平素、川口市水道事業につきましては、多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、給水装置工事申込に関する確認事項について、下記のとおり通知します。

#### 記

##### 1 乙止めの設置位置の誓約書について

川口市給水装置工事設計施行基準第20条第2項(1)より、乙止めの位置が道路境界線から50cm以内という決まりがあり、50cm以上の場合は誓約書を求めていましたが、今後はメーターが2m以内であれば、乙止めの位置が50cm以上の場合でも誓約書は不要という扱いにします。※誓約書(6)

##### 2 給湯器マークについて

CAD図に記載している給湯器について、ガスの場合は「号数」、貯湯式の場合は「ℓ数」または「エコキュート」と記載しています。今後はどちらの場合も「給湯器〇〇号」「給湯器〇〇ℓ」に統一をお願いします。

##### 3 共用栓設置時の誓約書について

中高層集合住宅等の申請で、共用のメーターが設置され、間取りに管理人室がある際に誓約を求めていましたが、今後の誓約は不要になります。※誓約書(13)

##### 4 主任技術者による窓口受付について

平成27年4月1日から窓口受付時に主任技術者による受付(または同席)をお願いしておりましたが、その取扱いを廃止いたします。ただし、該当工事を申請する指定給水装置工事事業者及びその内容を把握されている方が申請されますようお願いいたします。

##### 5 竣工図面に記入する既設の乙止水栓について

現状、既設の乙止水栓について破線で記入し、オフセットの記入は不要としていますが、今後は既設の乙止水栓について破線で記入した上で、公私境界線及び隣地境界線から2点以上のオフセットを記入するようお願いいたします。

6 住所相違の所有者変更届について

現状、旧台帳上の住所と登記事項証明書の住所に相違がある際に、所有者変更届の提出を求めていましたが、今後は所有者変更届を不要とします。

7 現場検査について（中高層集合住宅等検査を除く）

検査の予約取得方法や予約取得条件、検査時間、耐圧検査について、別紙の通り、変更がありますので参照してください。

8 運用開始日について

1、2、5については、令和6年1月1日に提出される給水装置工事事前打合せから、3、4、6についてはこの通知の発送日から、7については令和6年1月1日以降に現場検査を実施するものとします。

【問い合わせ先】 上水道維持課 審査係 検査係

## 現場検査について（中高層集合住宅等検査を除く）

## （１） 予約の取得方法

- 現状 台帳表面（給水装置工事しゅん工検査申請手数料等の収納確認印が押印されたもの）のコピーを職員に提出した上で検査希望日を口頭で伝える。
- 変更後 検査係窓口においてある検査日程受付簿の空き日程に必要事項を記入する。  
（原則、記入時における職員からの許可は不要）

## （２） 公道及び私道内における分岐工事及び給水管布設工事の予約取得条件

- 現状 給水装置工事しゅん工検査申請手数料等の収納後。
- 変更後 給水装置工事設計審査申請手数料の収納後、かつ道路管理者による道路掘削許可番号の取得後とする。また河川等、道路占用に係るものについての許可もおりていること。

※ 従来どおり、期日までに給水装置工事しゅん工検査申請手数料の納付及び道路使用許可証（警察の許可）、保安図、道路掘削許可書（道路管理者の許可）の写しの提出は必要とする。

## （３） 現場検査時間

検査種別により、以下のとおり変更する。

- ① メーター設置検査（メーター取付け、アパートや二世帯住宅等の通水確認及び貯水槽や直結増圧ポンプ設置の確認）

- 現状 検査日の営業日２日前に職員が連絡した時間。
- 変更後 原則、検査日程受付簿の該当欄に記載されている時間とし、事前の連絡はしない。

- ② 公道及び私道内における分岐工事及び給水管布設工事の検査

- 現状 検査日の営業日２日前に職員が連絡した時間。
- 変更後 原則、当日の現場状況に応じて検査員が判断した時間とし、事前の連絡はしない。

(4) 耐圧検査について

令和4年4月1日に川口市給水装置工事設計施行基準第48条が施行されたことにより、集合住宅等（アパート、二世帯住宅など）のメーター設置検査についても耐圧検査を実施する。（耐圧検査の詳細は同条表-1「主任技術者が行う項目」参照）

これらの運用開始については令和6年1月1日以降に現場検査を実施するものからとする。

ご不明な点等ございましたら、上水道維持課検査係までお問い合わせください。

事前打合せ番号
— —

## 給水装置工事申込に係る誓約書

このたび、給水装置工事申込に伴い、川口市水道事業給水条例施行規程第 18 条に基づく誓約書について、指定給水装置工事事業者から説明を受け内容を理解した上、該当する誓約事項の番号を記入します。

誓約事項において、給水上の支障や維持管理等の不具合が生じた場合は、上下水道局に対し異議の申し立てはせず当方にて対処します。また、給水装置所有者を変更する場合は、誓約事項について説明を行い新所有者へ誓約内容を引継ぐことを誓約します。

### 誓 約 書

令和 年 月 日

裏面に記載 \_\_\_\_\_ 番の誓約事項について誓約します。

申 込 者 住 所 : \_\_\_\_\_

申 込 者 氏 名 : \_\_\_\_\_

※誓約事項の番号は複数記入可とします。

上記、誓約事項の内容を申込者に説明し了解を得た上で、給水装置工事申込を行います。なお、誓約事項について申込者へ趣旨が伝わっておらず、工事後にトラブル等が発生した場合は、当社の責任にて対応することを約束します。

指定給水装置工事事業者

住 所 : \_\_\_\_\_

工事事業者名及び代表者名 : \_\_\_\_\_

## 誓約事項

- (1) 10年以上経過(□10年・□20年・□30年・□40年・□50年以上)している既設給水取出し管を再使用しますが、漏水や水量及び水圧不足等による給水上の支障があった場合は、当方にて対処します。また、漏水修理の際は上下水道局の指示に従います。
- (2) \_\_\_\_\_により給水取出し箇所を含めて舗装されてしまうため、メーターを設置せず取出し工事のみをします。この工事による給水管の漏水、盗水等の維持管理は当方にて責任をもって行い、工事後1年以内にメーターを設置します。
- (3) 1年以上メーターを設置せず、給水取出し工事のみで終えた既設給水取出し管を再使用しますが、出水不良による給水上の支障があった場合は、当方にて対処します。
- (4) (□工事用・□水まき用) 水栓のみを設けて使用する申請をしますが、この水栓を撤去し建物等に給水する際には、指定給水装置工事事業者にて申請します。無届工事はしません。
- (5) \_\_\_\_\_により、川口市給水装置工事設計施行基準第21条第1号に規定する範囲(道路境界線から2m以内)でメーターを設置できませんが、その規定範囲を超える箇所での漏水については、当方にて対処します。
- (6) \_\_\_\_\_により、川口市給水装置工事設計施行基準第20条第2項第1号に規定する範囲(道路境界線から50cm以内)で乙止水栓を設置できませんが、そのことにより漏水修繕及び宅内改造申請等で支障が生じた場合は、当方にて対処します。
- (7) 川口市給水装置工事設計施行基準第5条第1号アに規定する給水用具の最高水位(概ね5m以内)を超えて直結給水をしますが、それによる水量及び水圧不足等が生じた場合は、当方にて対処します。
- (8) 給湯器は20号を設置しますが、給水管口径13mmの接続が可能な機種を選びます。それによる水量及び水圧不足等が生じた場合は、当方にて対処します。
- (9) 井戸水を使用しますが、給水管(水道水)との誤接続(クロスコネクション)はしません。
- (10) 川口市給水装置工事設計施行基準第5条第2号アに基づき、貯水槽式給水にするよう上下水道局より指導がありましたが、直結式にて給水します。なお、配水管等の断水時で給水上の支障が生じ営業等が出来なくなりましたが、当方にて対処します。
- (11) 施工が(□鳥居・□床下・□露出)配管となりますが、それによる給水上の支障が生じた場合は、当方にて対処します。
- (12) \_\_\_\_\_の土地を通過している管を使用しますが、この土地が第三者の所有者に変更した際は、速やかに前面道路にある配水管より取出し直しをします。このことによってトラブルが生じた場合は、当方にて対処します。
- (13) 共用栓を設置するにあたり、外水栓及び管理人室以外の使用はしません。
- (14) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_